

## 横河電機健康保険組合及び加入事業主が共同で実施する 健康診査事業における個人情報の共同利用の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。横河電機健康保険組合（以下「当組合」という。）では、定期健康診査及び特定健康診査（以下「健診」という。）・特定保健指導事業について、加入事業主と共同で実施し、健診・特定保健指導データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

### 1. 加入事業主との健診・特定保健指導事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員等）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、加入事業主とともに健診・特定保健指導事業を共同で実施しております。

### 2. 共同利用する健診・特定保健指導データ項目について

健診に係る氏名、生年月日、事業所名、所属、社員番号、受診日、業務歴、既往歴、自覚症状、他覚症状、問診票に係る項目、検査項目【身長、体重、BMI、腹囲、視力、聴力、血圧、心電図、胸部X線、中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP、空腹時血糖、血色素、赤血球数、尿糖、尿蛋白、尿酸、ヘマトクリット値、HbA1c、眼底検査、胃部X線、便潜血】、実施機関名、実施機関所在地、相談・指導内容、医師判定、所見、メタリックシフト<sup>®</sup>に係る判定結果、特定保健指導レベル、特定保健指導内容

\* 共同利用する検査項目は、事業主によって異なります。

### 3. 健診・特定保健指導データを共同利用する者の範囲について

（当組合）保健事業責任者及び担当者

（事業所）健診実施責任者及び担当者

### 4. 健診・特定保健指導データを共同利用する者の利用目的について

各事業主においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における従業員等の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また職場だけでなく、従業員等が健康な日常生活を送れるように、当組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

当組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨および高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条、第 24 条に基づき、各事業主とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

### 5. 健診・特定保健指導データの管理責任者名（もしくは名称）について

（当組合） 常務理事

（事業所） 事業主

以上